



長野原町告示第50号

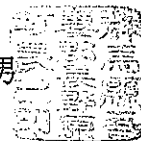
字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、
本町の区域内の字の区域を別紙変更調書のとおり変更する。

なお、この字区域の変更の効力は土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から生ずる。

令和3年3月4日

長野原町長 萩原 睦 男



別紙

変 更 調 書

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番	大字	字
横壁	上野	6 9 3 番の一部 6 9 4 番の一部	横壁	勝沼

上記区域（同区域に隣接する道（法定外公共物）の全部、字勝沼 8 7 6 番、8 7 8 番に隣接する字上野の道（法定外公共物）の全部を含む。）を大字横壁字勝沼に変更する。

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番	大字	字
横壁	勝沼	8 7 9 番の一部 8 8 0 番の一部	横壁	上野

【 変 更 理 由 】

横壁地区土地改良事業の施行に伴い、地区内の土地の区画及び形状を改め整理するため字の区域を変更するものである。

字区域変更位置図

変更前の字界

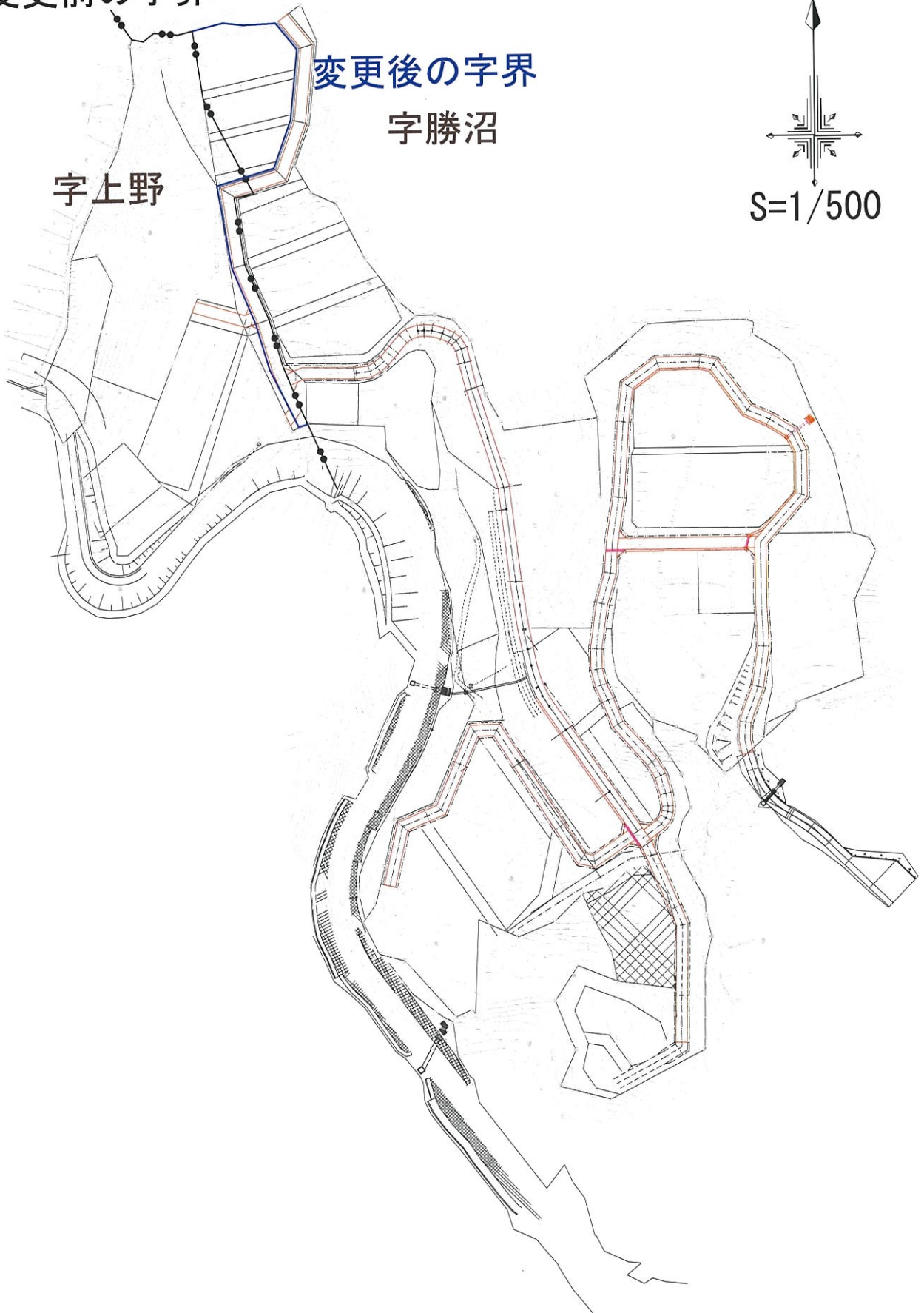
変更後の字界

字勝沼

字上野



S=1/500



字区域変更図

